

市町村名	井原市
担当部署	企画振興課
連絡先	0866-62-9521
移住サイト 又はHP	https://ibaragurashi.jp/top-challenge/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	いばらぐらしお試し住宅	井原市への移住検討者に、井原市での生活を体験していただくため、お試し住宅を整備。 ○対象者 ・移住を検討している人 ・市の実施する市内案内及びアンケートに協力する人 ・空き家バンクの利用登録をする人	○使用料 ・1,000円/1日 ○利用可能期間 1泊2日～13泊14日(井原) 1泊2日～89泊90日 (芳井・美星) ○その他 ・生活に必要な備品あり
起業	井原市起業支援補助金	市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る 【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者 (1)市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者 (2)新たに日本標準産業分類のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除く業種を営む者 (3)事業開始日に市内に住所を有する個人、又は市内事業所を商業登記簿に本店登記する法人で、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会(以下「商工会議所等」という。)の会員である者 (4)十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展を見込んでいる事業を起業し、金融機関等から事業資金の融資を受ける者 (5)産業競争力強化法(平成25年法律第98号)で認定された創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、市区町村が発行する証明書の交付が受けられる者 (6)市税を滞納していない者	【対象経費】 ①【事業所開設支援事業】建物又は建物の一部の取得及び改修に係る経費。設備(耐用年数1年以上)の導入及び備品(耐用年数1年以上)の購入に係る経費。ただし、設備又は備品の1個又は1組の購入価格が10万円以上のものに限る。 ②【経営支援事業】上記①の事業を実施した事業者が市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費 【補助金額】 ①対象経費の2分の1以内、補助限度額200万円。ただし、対象店舗(小売業、飲食店、浴場業、映画館、劇場、興行場、スポーツ施設提供業)を新規に設置し営業する場合は、補助限度額300万円。 ②対象経費の2分の1以内、補助限度額30万円
就農	井原市農林業就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就農奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。 エ 井原市内に住所を有していること。	5万円
就農	ぶどう栽培短期体験研修	ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれている方を対象に、業体験・産地見学を行う。 体験期間: 随時(要相談) 体験日数: 1日～5日 活動費: 無料(ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担)	
就農	井原市農業後継者就業交付金	市内で専ら農業で生計を営む農家の後継者で、市内に住所を有し、将来にわたり専ら農業に従事し、生計を営もうとする45歳未満の方を対象に交付金を交付する。	交付対象期間: 交付決定のあった月から2力年間 交付金額: 月額100,000円
就農	新規就農研修事業	(井原市ではぶどう農家研修のみ実施) 【農業体験研修】 農業や農村生活等への適性を確認することを目的に、先進農家で1か月の農作業や農家生活を体験するための研修を行う。 【農業実務研修】 農業体験研修を修了し、本格的な農業に取り組みたい方に対する2年以内の研修。農業技術や経営技術の習得、地域との信頼関係づくりなどを通じ、独立に向けての実践的なトレーニングを行う。	【農業体験研修】 研修費: 5万円(研修修了後に支給) 【農業実務研修】 研修費: 上限195万円/年 ※基本の上限165万円に、井原市とJAが30万円を上乗せ支給
就農	早期経営確立支援事業	上記の農業実務研修により独立・就農した者(就農後1年以内の者)を対象に、円滑に就農し、経営が早期に確立・安定できるように実施する。 【農地確保等応援事業】 農地の賃借料(1年分)及び土づくり資材費を助成。 【空き家等借入応援事業】 農業経営又は新規就農研修を行うために入居している住宅の賃借料(1年分)を助成。(公営住宅は対象外) 【農業施設等整備支援事業】 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。	【農地確保等応援事業】 補助対象事業費の1/2以内 (補助対象事業費の上限10万円/10a) 【空き家等借入応援事業】 補助対象事業費の1/2以内 (補助対象事業費の上限72万円(月額6万円)) 【農業施設等整備支援事業】 補助対象事業費の1/2 (補助対象事業費の上限90万円)

住宅	井原市移住者住宅新築等補助金	移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築又は建売を購入する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助 ○ 対象者 ・ 移住者（転入日から起算して1年を経過しない人、かつ、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していない人） ・ 本市に5年以上定住する意志のある者 ・ R4. 4. 1～R9. 3. 31までに住宅新築等に係る契約し、R10. 3. 31までに市内に新築、入居した者	補助対象経費の1/10（上限100万円）
住宅	井原市中古住宅活用補助金	空き家の有効活用による井原市への定住人口の増加を図るため、空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し、経費の一部を補助 ○ 対象者 ・ 市外から本市に転入して1年以内の者で、空き家入居日以前3年間、市内に居住していないもの ・ 空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住するもの ・ 市町村税の滞納のない者 ・ 空き家の所有者と購入者又は賃借者が3親等以内の親族でないこと	【購入】 空き家の購入に要する費用の1/5以内で、上限100万円 【賃借】 月額賃借料の1/2以内で、1か月あたりの限度額を2万円とし、12か月分（上限24万円） 【改修】 市内建築業者等を利用して、空き家の居住の用に供する部分の改修工事費の1/2以内で、上限100万円 【家財整理】 業者に委託する、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に係る費用の1/2以内で、上限30万円
住宅	井原市就職者等移住支援補助金	移住人口の増加を図るため、市内企業等へ新たに就職又は就農し、市内の住宅を賃借する40歳未満の移住者に家賃の一部を補助 ○ 対象者 移住要件と就職又は就農要件を満たし、市町村税の滞納のない者 （移住要件） ・ 市外から本市に転入して1年以内であること。 ・ 転入前3年以内の期間において市内に居住していないこと。 （就職要件） ・ 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（以下「法人等」という。）に雇用された者で雇用日から1年以内であること。 ・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、法人等に新たに雇用され、雇用日に40歳未満であること。また支援補助金の申請時において当該法人等に在職していること。 （就農要件） ・ 農業実務研修を開始した者で、開始日に40歳未満であること。 ・ 市内で農業実務研修を受けていること、又は終了し市内で就農していること。	【補助対象経費】 住宅の賃借料自己負担相当額の12か月分（住宅手当等の受給額は除く） 【補助金額】 補助対象経費の1/2で、1か月あたりの限度額2万円（上限額24万円）
住宅	スマイルプラス制度	若者世帯・子育て世帯・移住世帯を応援する。 井原市移住者住宅新築等補助金、井原市中古住宅活用補助金（購入費補助）を申請される方には、補助上限額に加算をし、住宅取得にかかる経費の一部を補助。 【対象】 ・ 若者世帯： 夫婦双方が40歳未満 ・ 子育て世帯： 小学生以下の子ども1人につき	移住者住宅新築等補助金・中古住宅活用補助金（購入費補助）の補助上限額に、各対象ごとに10万円プラス。
子育て	こども医療費の無償化	こどもの病気や養育に係る費用の負担の軽減を図るため、保険診療にかかる自己負担分を全額無償化する。 【対象者】 ・ 市内に住民登録があり、健康保険に加入している、かつ、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※ただし、以下のいずれかに該当する児童は対象外 ・ 社会保険の本人（被保険者）である ・ 所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない	満18歳に達する年度末までの保険適用となる医療費の自己負担を無償化
子育て	保育園・幼稚園保育料を無償化	市独自の制度として、保育料については、年齢・所得に関わらず、0歳から5歳のすべてのこどもを対象に完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	国の無償化対象とならない全園児の保育料を市独自に無償化
子育て	保育園・幼稚園の給食副食費を無償化	市独自の制度として、給食副食費については、年齢・所得に関わらず、0歳から5歳のすべてのこどもを対象に完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	国の免除対象とならない全園児の給食副食費を市独自に無償化
子育て	不育治療助成事業	不育症と診断された者が受ける治療行為で、保険対象外となる治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。	1回当たり30万円上限で、1対象者につき3回まで助成。
その他	幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応	①アレルギー記載献立表の配布 ②飲用牛乳の対応 ⇒希望者に対して飲用牛乳を無しとし、飲用牛乳代金を徴収しない ③卵の対応 ⇒希望者に対して卵を抜いた学校給食を支給	

その他	移住支援金の支給	東京23区から井原市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算される場合があります。
その他	結婚新生活支援事業	○目的 婚姻により新生活を始めるための費用を応援することで、少子化対策に資することを目的に、新婚世帯の住居費や引越し費用等を補助する。 ○対象 令和8年1月1日以降に入籍された、夫婦ともに39歳以下で、合計所得が500万円未満の新婚世帯が対象で、住宅取得費用や賃借費用、引越費用、リフォーム費用の一部を補助する。	【補助限度額】 ・夫婦ともに29歳以下…60万円 ・上記以外の39歳以下…30万円
その他	地方就職学生支援金の支給	東京都内に本部がある大学及び大学院の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、移住や就業の条件を満たし、本市内の企業の採用活動(選考面接)に要した往復交通費(1回分限り)の一部を支給する。	往復交通費の1/2以内(上限16千円)